九州防衛局達第１２号

改正　令和６年　３月２８日九州防衛局達第５号

九州防衛局における行政考査に関する達を次のように定める。

平成１９年９月１日

九州防衛局長 原田 実

九州防衛局における行政考査に関する達

（通則）

第１条　九州防衛局（以下「局」という。）の所掌事務の自体考査（以下「考査」という。）及び考査結果の取扱いについては、この達の定めるところにより実施しなければならない。

（目的）

第２条　考査は、業務の実施状況について、主として合規性、適正性、能率性等の観点から調査及び評価し、業務運営の改善事項を提示することを目的とする。

（実施体制）

第３条　考査は、局の職員で九州防衛局長（以下「局長」という。）から、考査を行うことを命じられた者（以下「考査職員」という。）が実施し、九州防衛局総務部長（以下「総務部長」という。）がこれを総括する。

（考査職員の権限）

第４条　考査職員は、考査を行うため必要な限度において、書類若しくは物件の提示を求め、又は関係者に対し説明を求めることができる。

（考査職員の遵守事項）

第５条　考査職員は、考査の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　常に公正かつ温和な態度であること。

(2)　正確な資料及び事実に基づいて厳正に行うこと。

(3)　業務の運営に支障を与えないよう配慮すること。

(4)　過誤や不正行為の糾明、事務運営上支障となるものの発見等に当たっては、その原因について十分検討すること。

(5)　欠陥を指摘するほか、長所の賞揚に留意すること。

(6)　改善意見の提示に当たっては、いたずらに理論に走ることなく、実情に即して行うこと。

(7)　考査上知り得た事項をみだりに他人に漏らし、又は自ら窃用してはならない。

（考査）

第６条　考査は、局の所掌事務について、必要に応じ実施する。

２　考査は、電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて実施することを基本とし、必要に応じ実地において実施するものとする。

３　総務部長は、考査を実施するに当たり、考査実施前までに、考査計画を作成し、局長の承認を受けなければならない。

４　考査計画には、次の各号に掲げる事項を記載する。

(1)　考査の方針及び重点事項

(2)　被考査機関名

(3)　考査実施者

(4)　考査実施時期

(5)　その他の考査実施上必要な事項

５　総務部長は、考査計画の作成に当たっては、必要に応じ関係部長（防衛支局長、防衛事務所長を含む。以下同じ。）の意見を求めるものとする。

６　総務部長は、考査計画について、第３項の規定により、局長の承認を受けたときは、これを被考査機関の長に送付する。

（考査結果の報告）

第７条　考査職員は、考査が終了したときは、考査報告書を作成し、遅滞なく、総務部長に報告しなければならない。

２　総務部長は、考査結果のうち必要と認められるものを局長に報告するものとする。

３　総務部長は、必要と認める場合には、考査報告書を当該考査結果に関係のある事務分掌課及び被考査機関（以下「関係機関」という。）の長に送付する。

（改善事項の提示）

第８条　総務部長は、考査の結果必要と認める事項について、局長の命を受けて、関係機関の長に対し、必要な改善事項の提示を行う。

２　前項の規定により、改善事項の提示を受けた関係機関の長は、それに基づき必要な措置をとり、その結果を遅滞なく総務部長を経由して局長に報告しなければならない。

（推賞措置）

第９条　総務部長は、考査の結果特に優良と認める機関又は職員があるときは、これを表彰するため、関係機関の長に対して意見を提示する等必要な措置をとる。

附 則

この達は、平成１９年９月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２８日九州防衛局達第５号）

この達は、令和６年４月１日から施行する。